

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基
準の一部を改正する件等について
計9枚（本紙を除く）

Vol.605

平成29年9月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948、3949)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成29年9月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中
市 町 村

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

日頃より、介護保険行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先日、別添官報のとおり、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第60号）等を公布したところですが、その中に一部誤りがあり、6月8日付官報において修正を行っております。

都道府県又は市町村におかれましては、管下の事業所等への周知をお願い申し上げます。

記

修正内容 別紙のとおり

以 上

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十九年四月一日施行】
 （修正点は下線部）

修 正 前	修 正 後
別表	別表
1～6（略）	1～6（略）
7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ニ</u> （略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ト</u> （略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ト</u> （略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金	8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ニ</u> （略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働六〇）

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六二）

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六二）

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六三）

○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六四）

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同六五）

○肥料の登録の有効期間を更新した件
(農林水産三三一)

〔官庁報告〕

宮庁事項

平成二十八年度第三・四半期予算使用
の状況（内閣）

平成二十八年度第三・四半期国庫の状況(同)

公 告

諸事項

裁判所
破産、免責、再生關係
特殊法人等

西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特
定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁
護士連合会弁護士名簿登録・登録換
え・登録取消し・氏名変更・職務上
の氏名の使用・廃止・記章紛失・外
國法事務弁護士名簿の登録・職務上
の氏名の使用・記章紛失・指定法の
付記・裁決、厚生年金基金清算結
了・清算人退任關係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他
会社決算公告

告 示

○厚生労働省告示第六十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する

[illegible]

(ロ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単

別表の7への注④中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」は、「②」や「③」に改め、同④を同⑤とし、同⑤中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同⑤を同⑥とし、同⑥中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同⑥を同⑦とし、同⑦中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同⑦を同⑧とし、同⑧中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同⑧を同⑨とし、同⑨中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同⑨を同⑩とし、別表の7への注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単

位置
 服装の80のぐの柱の中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」より「Ⅱ」や「Ⅲ」に比べ、回数を回(5.1)分、回(5)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」を「Ⅲ」に比べ、回(5)を回(5.1)分、回(5)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に比べ、回(5)を回(5.1)分、回(5)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」より「Ⅱ」の59」を「Ⅲ」の60」に比べ、回(5)を回(5.1)分、服装の80のぐの柱の中(5.1)より次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八條第二項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第四十八條第二項の規定に基づき、指定施設等がサービス等に要する費用の額の算定に關する基準（平成十二年厚生省告示第二十二号）の一部を次々に改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省告示第六十二号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

后表の1の下の注(中)「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や「介護職員処遇改善加算Ⅱ」は「(2)」や「(3)」
 にあて「同(中)を同(中)」に「(2)」や「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や「介護職員処遇改善加算Ⅱ」は「(2)」
 と「(3)」に「(中)」を同(中)」に「(中)」や「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や「介護職員処遇改善加算Ⅱ」
 は「(1000分の48)」や「(1000分の55)」に「(中)」を同(中)」に「(中)」や「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や
 「介護職員処遇改善加算Ⅱ」は「(1000分の86)」や「(1000分の100)」に「(中)」を同(中)」に「(中)」と別表の
 1の下の注(中)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) ことから八までにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(I) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の7のネの注①中「介護職員処遇改善加算(V)」と「(2)」を「(3)」に改め、同②を同①とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」と「(2)」を「(3)」に改め、同④を同③とし、同⑤中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」と「(2)」を「(3)」に改め、同⑥とし、同⑦中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」と「(2)」を「(3)」に改め、同⑧とし、同⑨中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」と「(2)」を「(3)」に改め、同⑩とし、別表の7のネの注中(Ⅱ)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 からネまでにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

阪東の867の荘の中「介護職員処遇改善加算Ⅵ」¹⁾、²⁾、³⁾、⁴⁾、⁵⁾、⁶⁾、⁷⁾、⁸⁾、⁹⁾、¹⁰⁾、¹¹⁾、¹²⁾、¹³⁾、¹⁴⁾、¹⁵⁾、¹⁶⁾、¹⁷⁾、¹⁸⁾、¹⁹⁾、²⁰⁾、²¹⁾、²²⁾、²³⁾、²⁴⁾、²⁵⁾、²⁶⁾、²⁷⁾、²⁸⁾、²⁹⁾、³⁰⁾、³¹⁾、³²⁾、³³⁾、³⁴⁾、³⁵⁾、³⁶⁾、³⁷⁾、³⁸⁾、³⁹⁾、⁴⁰⁾、⁴¹⁾、⁴²⁾、⁴³⁾、⁴⁴⁾、⁴⁵⁾、⁴⁶⁾、⁴⁷⁾、⁴⁸⁾、⁴⁹⁾、⁵⁰⁾、⁵¹⁾、⁵²⁾、⁵³⁾、⁵⁴⁾、⁵⁵⁾、⁵⁶⁾、⁵⁷⁾、⁵⁸⁾、⁵⁹⁾、⁶⁰⁾、⁶¹⁾、⁶²⁾、⁶³⁾、⁶⁴⁾、⁶⁵⁾、⁶⁶⁾、⁶⁷⁾、⁶⁸⁾、⁶⁹⁾、⁷⁰⁾、⁷¹⁾、⁷²⁾、⁷³⁾、⁷⁴⁾、⁷⁵⁾、⁷⁶⁾、⁷⁷⁾、⁷⁸⁾、⁷⁹⁾、⁸⁰⁾、⁸¹⁾、⁸²⁾、⁸³⁾、⁸⁴⁾、⁸⁵⁾、⁸⁶⁾、⁸⁷⁾、⁸⁸⁾、⁸⁹⁾、⁹⁰⁾、⁹¹⁾、⁹²⁾、⁹³⁾、⁹⁴⁾、⁹⁵⁾、⁹⁶⁾、⁹⁷⁾、⁹⁸⁾、⁹⁹⁾、¹⁰⁰⁾、¹⁰¹⁾、¹⁰²⁾、¹⁰³⁾、¹⁰⁴⁾、¹⁰⁵⁾、¹⁰⁶⁾、¹⁰⁷⁾、¹⁰⁸⁾、¹⁰⁹⁾、¹¹⁰⁾、¹¹¹⁾、¹¹²⁾、¹¹³⁾、¹¹⁴⁾、¹¹⁵⁾、¹¹⁶⁾、¹¹⁷⁾、¹¹⁸⁾、¹¹⁹⁾、¹²⁰⁾、¹²¹⁾、¹²²⁾、¹²³⁾、¹²⁴⁾、¹²⁵⁾、¹²⁶⁾、¹²⁷⁾、¹²⁸⁾、¹²⁹⁾、¹³⁰⁾、¹³¹⁾、¹³²⁾、¹³³⁾、¹³⁴⁾、¹³⁵⁾、¹³⁶⁾、¹³⁷⁾、¹³⁸⁾、¹³⁹⁾、¹⁴⁰⁾、¹⁴¹⁾、¹⁴²⁾、¹⁴³⁾、¹⁴⁴⁾、¹⁴⁵⁾、¹⁴⁶⁾、¹⁴⁷⁾、¹⁴⁸⁾、¹⁴⁹⁾、¹⁵⁰⁾、¹⁵¹⁾、¹⁵²⁾、¹⁵³⁾、¹⁵⁴⁾、¹⁵⁵⁾、¹⁵⁶⁾、¹⁵⁷⁾、¹⁵⁸⁾、¹⁵⁹⁾、¹⁶⁰⁾、¹⁶¹⁾、¹⁶²⁾、¹⁶³⁾、¹⁶⁴⁾、¹⁶⁵⁾、¹⁶⁶⁾、¹⁶⁷⁾、¹⁶⁸⁾、¹⁶⁹⁾、¹⁷⁰⁾、¹⁷¹⁾、¹⁷²⁾、¹⁷³⁾、¹⁷⁴⁾、¹⁷⁵⁾、¹⁷⁶⁾、¹⁷⁷⁾、¹⁷⁸⁾、¹⁷⁹⁾、¹⁸⁰⁾、¹⁸¹⁾、¹⁸²⁾、¹⁸³⁾、¹⁸⁴⁾、¹⁸⁵⁾、¹⁸⁶⁾、¹⁸⁷⁾、¹⁸⁸⁾、¹⁸⁹⁾、¹⁹⁰⁾、¹⁹¹⁾、¹⁹²⁾、¹⁹³⁾、¹⁹⁴⁾、¹⁹⁵⁾、¹⁹⁶⁾、¹⁹⁷⁾、¹⁹⁸⁾、¹⁹⁹⁾、²⁰⁰⁾、²⁰¹⁾、²⁰²⁾、²⁰³⁾、²⁰⁴⁾、²⁰⁵⁾、²⁰⁶⁾、²⁰⁷⁾、²⁰⁸⁾、²⁰⁹⁾、²¹⁰⁾、²¹¹⁾、²¹²⁾、²¹³⁾、²¹⁴⁾、²¹⁵⁾、²¹⁶⁾、²¹⁷⁾、²¹⁸⁾、²¹⁹⁾、²²⁰⁾、²²¹⁾、²²²⁾、²²³⁾、²²⁴⁾、²²⁵⁾、²²⁶⁾、²²⁷⁾、²²⁸⁾、²²⁹⁾、²³⁰⁾、²³¹⁾、²³²⁾、²³³⁾、²³⁴⁾、²³⁵⁾、²³⁶⁾、²³⁷⁾、²³⁸⁾、²³⁹⁾、²⁴⁰⁾、²⁴¹⁾、²⁴²⁾、²⁴³⁾、²⁴⁴⁾、²⁴⁵⁾、²⁴⁶⁾、²⁴⁷⁾、²⁴⁸⁾、²⁴⁹⁾、²⁵⁰⁾、²⁵¹⁾、²⁵²⁾、²⁵³⁾、²⁵⁴⁾、²⁵⁵⁾、²⁵⁶⁾、²⁵⁷⁾、²⁵⁸⁾、²⁵⁹⁾、²⁶⁰⁾、²⁶¹⁾、²⁶²⁾、²⁶³⁾、²⁶⁴⁾、²⁶⁵⁾、²⁶⁶⁾、²⁶⁷⁾、²⁶⁸⁾、²⁶⁹⁾、²⁷⁰⁾、²⁷¹⁾、²⁷²⁾、²⁷³⁾、²⁷⁴⁾、²⁷⁵⁾、²⁷⁶⁾、²⁷⁷⁾、²⁷⁸⁾、²⁷⁹⁾、²⁸⁰⁾、²⁸¹⁾、²⁸²⁾、²⁸³⁾、²⁸⁴⁾、²⁸⁵⁾、²⁸⁶⁾、²⁸⁷⁾、²⁸⁸⁾、²⁸⁹⁾、²⁹⁰⁾、²⁹¹⁾、²⁹²⁾、²⁹³⁾、²⁹⁴⁾、²⁹⁵⁾、²⁹⁶⁾、²⁹⁷⁾、²⁹⁸⁾、²⁹⁹⁾、³⁰⁰⁾、³⁰¹⁾、³⁰²⁾、³⁰³⁾、³⁰⁴⁾、³⁰⁵⁾、³⁰⁶⁾、³⁰⁷⁾、³⁰⁸⁾、³⁰⁹⁾、³¹⁰⁾、³¹¹⁾、³¹²⁾、³¹³⁾、³¹⁴⁾、³¹⁵⁾、³¹⁶⁾、³¹⁷⁾、³¹⁸⁾、³¹⁹⁾、³²⁰⁾、³²¹⁾、³²²⁾、³²³⁾、³²⁴⁾、³²⁵⁾、³²⁶⁾、³²⁷⁾、³²⁸⁾、³²⁹⁾、³³⁰⁾、³³¹⁾、³³²⁾、³³³⁾、³³⁴⁾、³³⁵⁾、³³⁶⁾、³³⁷⁾、³³⁸⁾、³³⁹⁾、³⁴⁰⁾、³⁴¹⁾、³⁴²⁾、³⁴³⁾、³⁴⁴⁾、³⁴⁵⁾、³⁴⁶⁾、³⁴⁷⁾、³⁴⁸⁾、³⁴⁹⁾、³⁵⁰⁾、³⁵¹⁾、³⁵²⁾、³⁵³⁾、³⁵⁴⁾、³⁵⁵⁾、³⁵⁶⁾、³⁵⁷⁾、³⁵⁸⁾、³⁵⁹⁾、³⁶⁰⁾、³⁶¹⁾、³⁶²⁾、³⁶³⁾、³⁶⁴⁾、³⁶⁵⁾、³⁶⁶⁾、³⁶⁷⁾、³⁶⁸⁾、³⁶⁹⁾、³⁷⁰⁾、³⁷¹⁾、³⁷²⁾、³⁷³⁾、³⁷⁴⁾、³⁷⁵⁾、³⁷⁶⁾、³⁷⁷⁾、³⁷⁸⁾、³⁷⁹⁾、³⁸⁰⁾、³⁸¹⁾、³⁸²⁾、³⁸³⁾、³⁸⁴⁾、³⁸⁵⁾、³⁸⁶⁾、³⁸⁷⁾、³⁸⁸⁾、³⁸⁹⁾、³⁹⁰⁾、³⁹¹⁾、³⁹²⁾、³⁹³⁾、³⁹⁴⁾、³⁹⁵⁾、³⁹⁶⁾、³⁹⁷⁾、³⁹⁸⁾、³⁹⁹⁾、⁴⁰⁰⁾、⁴⁰¹⁾、⁴⁰²⁾、⁴⁰³⁾、⁴⁰⁴⁾、⁴⁰⁵⁾、⁴⁰⁶⁾、⁴⁰⁷⁾、⁴⁰⁸⁾、⁴⁰⁹⁾、⁴¹⁰⁾、⁴¹¹⁾、⁴¹²⁾、⁴¹³⁾、⁴¹⁴⁾、⁴¹⁵⁾、⁴¹⁶⁾、⁴¹⁷⁾、⁴¹⁸⁾

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからエまでにより算定した単位数の100分の102に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サ－ビ
スに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のよ
うに改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の100分の58に相当する単位数

出資の6の1の範囲中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」は「(2)」や「(3)」
 はある。同(イ)を同(ウ)へ「(Ⅵ)」中「介護職員処遇改善加算(Ⅵ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅶ)」は「(2)」
 及び「(3)」に該当。同(ウ)を同(エ)へ「(Ⅷ)」中「介護職員処遇改善加算(Ⅷ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅸ)」
 は「1000分の22」や「1000分の23」に該当。同(エ)を同(オ)へ「(Ⅹ)」中「介護職員処遇改善加算(Ⅹ)」や
 「介護職員処遇改善加算(Ⅺ)」は「1000分の40」や「1000分の43」に該当。「(Ⅺ)」を同(ウ)へ戻せば、
 のりの枠中として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) ことからちまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数⁴

居宅の76ホの注中「介護職員処遇改善加算Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ)」は「(2)」や「(3)」に於て「回(4)」を「回(5)」とし、「回(6)」中「介護職員処遇改善加算Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ)」は「(2)」を「(3)」に於て「回(3)」を「回(4)」とし、「回(5)」中「介護職員処遇改善加算Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ)」に於て「回(2)」を「回(3)」とし、「回(1)」中「介護職員処遇改善加算Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算Ⅱ)」と改め、「回(2)」とし、別表の7ホの注中「(1)」として次のように加える。

同(1)を同(2)とし、別表の7ホの注中「(1)」として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) から下までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数^七

別表の6の5の注(中)「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」^①、^②、^③、^④、^⑤、^⑥、^⑦、^⑧、^⑨、^⑩、^⑪、^⑫、^⑬、^⑭、^⑮、^⑯、^⑰、^⑱、^⑲、^⑳、^㉑、^㉒、^㉓、^㉔、^㉕、^㉖、^㉗、^㉘、^㉙、^㉚、^㉛、^㉜、^㉝、^㉞、^㉟、^㊱、^㊲、^㊳、^㊴、^㊵、^㊶、^㊷、^㊸、^㊹、^㊺、^㊻、^㊼、^㊽、^㊾、^㊿、[㉿]、[㏀]、[㏁]、[㏂]、[㏃]、[㏄]、[㏅]、[㏆]、[㏇]、[㏈]、[㏉]、[㏊]、[㏋]、[㏌]、[㏍]、[㏎]、[㏏]、[㏐]、[㏑]、[㏒]、[㏓]、[㏔]、[㏕]、[㏖]、[㏗]、[㏘]、[㏙]、[㏚]、[㏛]、[㏜]、[㏝]、[㏞]、[㏟]、[㏠]、[㏡]、[㏢]、[㏣]、[㏤]、[㏥]、[㏦]、[㏧]、[㏨]、[㏩]、[㏪]、[㏫]、[㏬]、[㏭]、[㏮]、[㏯]、[㏰]、[㏱]、[㏲]、[㏳]、[㏴]、[㏵]、[㏶]、[㏷]、[㏸]、[㏹]、[㏺]、[㏻]、[㏼]、[㏽]、[㏾]、[㏿]、^㐀、^㐁、^㐂、^㐃、^㐄、^㐅、^㐆、^㐇、^㐈、^㐉、^㐊、^㐋、^㐌、^㐍、^㐎、^㐏、^㐐、^㐑、^㐒、^㐓、^㐔、^㐕、^㐖、^㐗、^㐘、^㐙、^㐚、^㐛、^㐜、^㐝、^㐞、^㐟、^㐠、^㐡、^㐢、^㐣、^㐤、^㐥、^㐦、^㐧、^㐨、^㐩、^㐪、^㐫、^㐬、^㐭、^㐮、^㐯、^㐰、^㐱、^㐲、^㐳、^㐴、^㐵、^㐶、^㐷、^㐸、^㐹、^㐺、^㐻、^㐼、^㐽、^㐾、^㐿、^㑀、^㑁、^㑂、^㑃、^㑄、^㑅、^㑆、^㑇、^㑈、^㑉、^㑊、^㑋、^㑌、^㑍、^㑎、^㑏、^㑐、^㑑、^㑒、^㑓、^㑔、^㑕、^㑖、^㑗、^㑘、^㑙、^㑚、^㑛、^㑜、^㑝、^㑞、^㑟、^㑠、^㑡、^㑢、^㑣、^㑤、^㑥、^㑦、^㑧、^㑨、^㑩、^㑪、^㑫、^㑬、^㑭、^㑮、^㑯、^㑰、^㑱、^㑲、^㑳、^㑴、^㑵、^㑶、^㑷、^㑸、^㑹、^㑺、^㑻、^㑼、^㑽、^㑾、^㑿、^㒀、^㒁、^㒂、^㒃、^㒄、^㒅、^㒆、^㒇、^㒈、^㒉、^㒊、^㒋、^㒌、^㒍、^㒎、^㒏、^㒐、^㒑、^㒒、^㒓、^㒔、^㒕、^㒖、^㒗、^㒘、^㒙、^㒚、^㒛、^㒜、^㒝、^㒞、^㒟、^㒠、^㒡、^㒢、^㒣、^㒤、^㒥、^㒦、^㒧、^㒨、^㒩、^㒪、^㒫、^㒬、^㒭、^㒮、^㒯、^㒰、^㒱、^㒲、^㒳、^㒴、^㒵、^㒶、^㒷、^㒸、^㒹、^㒺、^㒻、^㒼、^㒽、^㒾、^㒿、^㓀、^㓁、^㓂、^㓃、^㓄、^㓅、^㓆、^㓇、^㓈、^㓉、^㓊、^㓋、^㓌、^㓍、^㓎、^㓏、^㓐、^㓑、^㓒、^㓓、^㓔、^㓕、^㓖、^㓗、^㓘、^㓙、^㓚、^㓛、^㓜、^㓝、^㓞、^㓟、^㓠、^㓡、^㓢、^㓣、^㓤、^㓥、^㓦、^㓧、^㓨、^㓩、^㓪、^㓫、^㓬、^㓭、^㓮、^㓯、^㓰、^㓱、^㓲、^㓳、^㓴、^㓵、^㓶、^㓷、^㓸、^㓹、^㓺、^㓻、^㓼、^㓽、^㓾、^㓿、^㔀、^㔁、^㔂、^㔃、^㔄、^㔅、^㔆、^㔇、^㔈、^㔉、^㔊、^㔋、^㔌、^㔍、^㔎、^㔏、^㔐、^㔑、^㔒、^㔓、^㔔、^㔕、^㔖、^㔗、^㔘、^㔙、^㔚、^㔛、^㔜、^㔝、^㔞、^㔟、<

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

○厚生労働省告示第六十四号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十四条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。
平成二十九年三月六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

[illegible]

別表の2の(2)中「介護職員処遇改善加算Ⅶ」や「介護職員処遇改善加算Ⅷ」及び「(2)」や「(3)」
 とある「回」を同(2)の「回」中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」及び「(2)」
 や「(3)」とある「回」を同(2)の「回」中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅴ」
 及び「1000分の42」や「1000分の41」とある「回」や同(2)の「回」中「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や
 「介護職員処遇改善加算Ⅱ」及び「1000分の76」や「1000分の74」とある「回」や同(2)の「回」
 の(2)の注中(1)として次のように加える。

[illegible]

○厚生労働省告示第六十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四号イ(7)に次のように加える。

(四) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (四)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四号二中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(五)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 介護職員処遇改善加算(四) イ(1)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

(四) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (四)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四十八号二中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(五)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 介護職員処遇改善加算(四) イ(1)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

[illegible]